

平成22年3月8日
国土交通省住宅局住宅生産課
木造住宅振興室

地域木造住宅市場活性化推進事業の公募（平成22年度）について

地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制整備、普及推進、担い手育成、企画開発その他の事業を公募し、優れた事業を応募した者に対して補助する「地域木造住宅市場活性化推進事業」について、平成22年度事業の提案の募集を次のとおり行うこととなりましたので、お知らせします。

なお、当事業は平成22年度予算によるものであり事業決定は予算成立後となります。

1. 対象分野

- ①木造住宅の供給体制整備
- ②木造住宅の生産合理化、維持管理・改修の合理化等
- ③木造住宅の普及推進
- ④木造住宅の担い手育成
- ⑤木造住宅の企画開発・技術開発

2. 応募期間

平成22年3月8日(月)から4月16日(金)まで(必着)

3. 応募者

都道府県等の推薦を受けた次の①～④全てに該当する者で、共同して地域木造住宅市場の活性化に資する事業を行おうとする者としてします。

ただし、事業の実施にあたり、他の者の協力を受けることを妨げません。

- ①目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定・締結されていること
- ②事業年度毎に事業計画書及び収支予算書が作成されていること
- ③事業年度毎に事業報告書及び収支決算書が作成されていること
- ④事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること

4. 補助率及び補助限度額

補助率：定額・1/2（ただし、補助対象とならない経費があります。）

補助限度額：3千万円/年・件

5. 事業実施の期間

補助金の交付を受けることができる事業の期間は、交付決定日（5月中を予定）～平成23年2月28日までの事業完了の日まで。

（原則として平成23年2月28日までに終了することとし、これにより難しい場合は協議の上、平成23年3月18日までとすることが可能）

6. 地域木造住宅市場活性化推進事業審査委員会

応募事業の審査等は、学識経験者で構成される地域木造住宅市場活性化推進事業審査委員会において実施します。

7. 今後の予定

応募期間終了後、応募事業の審査・選定を速やかに行い、5月中を目途に採択事業を決定する予定です。

8. 応募方法

募集要領をご覧の上、指定の様式に記載し、都道府県等の推薦書も添付の上、ご提出

下さい。

○ 事業内容に関するお問い合わせ・応募書類の提出先

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

電話番号：03-5253-8111（内線39422、39455）

FAX：03-5253-1629

ホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou/H22chiikikoubo.html>

受付時間：9：30～18：15（土日曜、休祝日除く）

<問い合わせ先>

住宅局住宅生産課木造住宅振興室 田中、井堀、北尾

電話 03-5253-8111（内線39422、39455）直通 03-5253-8512